

議 案 第 6 5 号

平 成 2 5 年 度
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

橋 本 市

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料	503,315	1,000	504,315
3 国庫支出金	109,800	△13,058	96,742
4 県支出金	4,024	△239	3,785
5 財産収入	1	47	48
6 繰入金	1,042,324	△88,879	953,445
9 市債	360,200	64,400	424,600
歳入合計	2,079,778	△36,729	2,043,049

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費	1,160,725	△36,729	1,123,996
歳出合計	2,079,778	△36,729	2,043,049

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
△13,297	64,400	47	△87,879
△13,297	64,400	47	△87,879

2 歳 入

(款) 2 使用料及び手数料 504,315 千円
(項) 1 使用料

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料	503,315	1,000	504,315
1 使用料	503,300	1,000	504,300
1 下水道使用料	503,300	1,000	504,300

節		説 明
区 分	金 額	
2 滞納繰越分下水道使用料	1,000	滞納繰越分公共下水道使用料 1,000 (下水道課)

(款) 3 国庫支出金 96,742 千円
(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	109,800	△13,058	96,742
1 国庫負担金	109,800	△13,058	96,742
1 下水道事業費国庫負担金	109,800	△13,058	96,742

節		説 明
区 分	金 額	
1 下水道費負担金	△13,058	社会資本整備総合交付金 △13,058 (下水道課)

(款) 4 県支出金 3,785 千円
(項) 1 県補助金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
4 県支出金	4,024	△239	3,785
1 県補助金	4,024	△239	3,785
1 下水道事業費県補助金	4,024	△239	3,785

節		説 明
区 分	金 額	
1 下水道費補助金	△239	下水道事業促進整備交付金 △239 (下水道課)

(款) 5 財産収入 48 千円
(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入	1	47	48
1 財産運用収入	1	47	48
1 利子及び配当金	1	47	48

節		説 明
区 分	金 額	
1 利子及び配当金	47	減債基金利子 47 (下水道課)

(款) 6 繰入金 953,445 千円
(項) 1 繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金	1,042,324	△88,879	953,445
1 繰入金	1,042,323	△88,879	953,444
1 一般会計繰入金	1,042,323	△88,879	953,444

(款) 9 市 債 424,600 千円
(項) 1 市 債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
9 市 債	360,200	64,400	424,600
1 市 債	360,200	64,400	424,600
1 下水道事業債	360,200	64,400	424,600

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
歳 入 合 計	2,079,778	△36,729	2,043,049

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
		1 一般会計繰入金	△88,879	一般会計繰入金 △88,879 (下水道課)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
		1 下水道債	64,400	公共下水道事業債 58,200 (下水道課) 流域下水道事業債 6,200 (下水道課)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明

3 歳 出

(款) 1 下水道事業費 1,123,996 千円
(項) 1 下水道費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 下水道事業費	1,160,725	△36,729	1,123,996	△13,297	64,400	47	△87,879
1 下水道費	1,160,725	△36,729	1,123,996	△13,297	64,400	47	△87,879
1 流域下水道費	93,669	6,203	99,872		6,200		3
					6,200		3
2 総務費	89,456	△42,783	46,673	△239		47	△42,591
				△239		47	△42,591
3 流域関連公共下水道管理費	519,000	△45,970	473,030				△45,970
							△45,970
4 流域関連公共下水道事業費	458,600	45,821	504,421	△13,058	58,200		679
							△1,400
				△13,058	58,200		2,079

(公共下水道事業特別会計)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	6,203	7501 流域下水道事業負担金等に要する経費 (下水道課) 6,203 19 負担金補助及び交付金 流域下水道事業負担金 6,203
1 報酬	△184	7502 総務に要する経費 (下水道課) △42,783
19 負担金補助及び交付金	△45,000	1 報酬 橋本市公共下水道事業審議会委員報酬 △184 △184
25 積立金	△144	19 負担金補助及び交付金 橋本市公共下水道接続促進助成金 △45,000 △45,000
27 公課費	2,545	25 積立金 下水道減債基金積立金 △144 △144
		27 公課費 消費税及び地方消費税 2,545 2,545
14 使用料及び賃借料	△200	7504 流域関連公共下水道管理に要する経費 (下水道課) △45,970
18 備品購入費	△1,200	14 使用料及び賃借料 機械等借上料 △200 △200
19 負担金補助及び交付金	△44,570	18 備品購入費 庁用器具費 △1,200 △1,200
		19 負担金補助及び交付金 流域下水道維持管理負担金 △44,570 △44,570
3 職員手当等	△1,400	7505 流域関連公共下水道事業人件費 (職員課) △1,400
13 委託料	△2,383	3 職員手当等 時間外勤務手当 △1,400 △1,400
15 工事請負費	58,000	7506 流域関連公共下水道事業(汚水分)に要する経費 (下水道課) 47,221
18 備品購入費	△1,896	13 委託料 管路カメラ調査業務委託料 △1,812 公共下水道事業再評価業務委託料 △571
19 負担金補助及び交付金	△1,500	15 工事請負費 公共下水道工事費 管路更生工事費 58,000 61,000 △3,000
22 補償補填及び賠償金	△5,000	18 備品購入費 機械器具費 △1,896 △1,896
		19 負担金補助及び交付金 △1,500

(款) 1 下水道事業費 1,123,996 千円
 (項) 1 下水道費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	

節		説 明
区 分	金 額	
		汚雨水管渠築造工事費負担金 △1,500
		22 補償補填及び賠償金 △5,000
		補償金 △5,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
歳 出 合 計	2,079,778	△36,729	2,043,049	△13,297	64,400	47	△87,879

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長等										
	議員										
	その他の 特別職	22	89					89		89	
	計	22	89					89		89	
補正前	長等										
	議員										
	その他の 特別職	66	273					273		273	
	計	66	273					273		273	
比較	長等										
	議員										
	その他の 特別職	△ 44	△ 184					△ 184		△ 184	
	計	△ 44	△ 184					△ 184		△ 184	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	15		54,615	30,726	85,341	19,827	105,168	
補正前	15		54,615	32,126	86,741	19,827	106,568	
比 較				△ 1,400	△ 1,400		△ 1,400	

職員手当の内訳	区 分	扶養 手当	通勤 手当	時間外 勤務 手当	管理職 手当	期末 手当	勤勉 手当	地域 手当	住居 手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後		2,334	1,049	4,300	599	13,593	6,800	1,727	324
補正前		2,334	1,049	5,700	599	13,593	6,800	1,727	324
比 較				△ 1,400					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	△ 1,400	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 1,400	手当額の変動等による減	時間外勤務手当 △ 1,400

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
平成26年1月1日 現在	平均給料月額(円)	303,135
	平均給与月額(円)	375,539
	平均年齢(歳)	42歳 2月
平成25年11月1日 現在	平均給料月額(円)	297,823
	平均給与月額(円)	354,709
	平均年齢(歳)	42歳 0月

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高 校 卒	140,100	140,100
大 学 卒	172,200	172,200

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			合計		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成 26年 1月1日 現在	7			7		
	6	1	6.7	6	1	6.7
	5	7	46.6	5	7	46.6
	4	3	20.0	4	3	20.0
	3	1	6.7	3	1	6.7
	2			2		
	1	3	20.0	1	3	20.0
	計	15	100	計	15	100
平成 25年 11月1日 現在	7			7		
	6	1	6.7	6	1	6.7
	5	7	46.6	5	7	46.6
	4	3	20.0	4	3	20.0
	3	1	6.7	3	1	6.7
	2			2		
	1	3	20.0	1	3	20.0
	計	15	100	計	15	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	理事・部長	参事・課長	課長補佐	係長	主査	副主査	主事・技師

エ 昇給

区分			合計	代表的な職種	
				一般行政職	
補正後	職員数	(A) (人)	15	15	
	昇給に係る職員数	(B) (人)	13	13	
	号給数別内訳	2号給	(人)		
		4号給	(人)	11	11
		5号給	(人)	2	2
		6号給	(人)		
		1号給	(人)		
		3号給	(人)		
比率 (B)/(A)		(%)	86.7	86.7	
補正前	職員数	(A) (人)	15	15	
	昇給に係る職員数	(B) (人)	13	13	
	号給数別内訳	2号給	(人)		
		4号給	(人)	11	11
		5号給	(人)	2	2
		6号給	(人)		
		1号給	(人)		
		3号給	(人)		
比率 (B)/(A)		(%)	86.7	86.7	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	1.9	2.05	3.95	有	
補正前	1.9	2.05	3.95	有	
国の制度	1.9	2.05	3.95	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	28.7875	38.955	55.86	55.86	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	27.025	36.57	52.44	52.44	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	市内全域
支給率 (%)	3.0
支給対象職員数 (人)	15
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3.0

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	